

平成22年度
地域商業活性化事業費補助金
(平成22年度補正予算事業)

募集要領

○募集期間

平成22年11月24日(水)～12月15日(水)

(経済産業局に17時必着)

※本事業は、国会での平成22年度補正予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承ください。

○お問い合わせ先

中小企業庁商業課

各経済産業局担当課(詳細は担当課室一覧をご参照下さい)

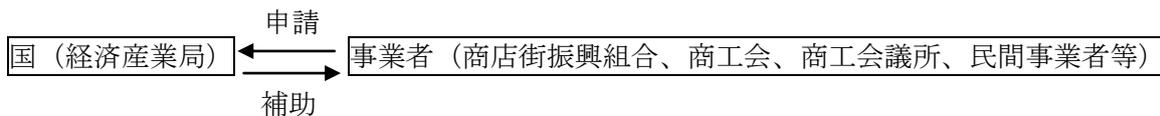
平成22年11月

中小企業庁

1. 事業目的

我が国の産業・社会を支える地域経済、中小企業を巡る環境は引き続き厳しい状況にあり、緊急の対策が必要となっております。地域経済の活性化のためには、それを支える主に中小事業者からなる商店街等をはじめとした地域商業の活性化が必要であり、本制度は、商店街振興組合等が実施する、商店街への来街者減に歯止めをかける取組や空き店舗を活用した事業などを支援することにより、地域商業の活性化を図ることを目的としております。

2. 補助スキーム



〔補助率〕 国 2 / 3

〔補助額〕 上限：2億円

下限：100万円

〔補助対象事業者〕

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間事業者（定款等により代表者、財産管理等の取扱いが整備されている者に限る。）

3. 補助対象事業

（1）集客力向上促進事業

①商店街振興組合等が来街者の増加を図るために行う事業

※補助事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において当該商店街等の集客力向上の効果が認められることが必要です。なお、例年実施している既存事業も同様の効果が認められる場合は補助対象とします。

②デジタル・コンテンツを起点とした地域商業の活性化に資する事業

※補助事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において当該商店街等の集客力向上の効果が認められることが必要です。例えばデジタル・コンテンツ機材の導入のみで、当該商店街等の集客力向上につながらない事業は対象外とします。

（2）商店街における新事業展開支援事業

①空き店舗を取得又は賃借して実施する事業

※補助事業終了後も継続して事業を行うことが可能で、かつ当該施設の集客力向上の効果が認められることが必要です。

②商店街振興組合等による新たな商店主等人材育成事業

※補助事業により育成された人材が当該商店街等において起業する見込みが必要です。

(注意)

※補助対象事業は、本年度内に完了するものに限りです。ただし、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することができない場合には繰越しが認められることがあります。

※一民間事業者が実施する事業にあつては、当該事業者の営利のみを目的としたものは対象となりません。

※一民間事業者が事業を実施する場合は、要望書の提出にあたり、事業実施場所の商店街振興組合等からの推薦書を必ず添付してください。推薦書の様式は要望書の中にあります。

なお、推薦書には代表者の押印が必要です。

4. 補助事業実施場所

補助事業の実施場所としては、「商店街」の体をなしているところの他、下記の共同店舗や問屋街等も対象となります。

- ・共同店舗・・・中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。

※共同店舗自体の建設・取得・共有部分等の改修等は補助対象となりません。

- ・問屋街・・・個人客向けにも販売している卸売業者や小売商業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合。

5. 補助対象経費

謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、施設や設備等の建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く）、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、雑役務費、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、光熱水費、人件費※

※人件費は商店街振興組合等による新たな商店主等人材育成事業に限る。

6. 応募方法

(1) 募集期間

平成22年11月24日（水）～12月15日（水）（経済産業局に17時必着）

(2) 提出書類

- ①様式1 平成22年度地域商業活性化事業要望書

①別紙1 平成22年度地域商業活性化事業要望書

②別紙2-1 地域商業活性化事業経費等明細、別紙2-2 借入金返済計画

③その他、様式任意で提出が必要となる資料

- ・商店街等区域図（事業実施箇所及び主な集客施設を図示すること。）及び商店街等の写真
- ・商店街等の周辺の大型店や商業集積を示す地図及びその概要
- ・事業者の概要（定款、構成員、直近2期の決算書類）
- ・その他補助事業を具体的に説明しうる資料

※上記以外にも、採否を判断するにあたり必要な資料の提出を求めることがあります。

(3) 補助要望書提出について

事業者は、市区町村の商業振興担当課に要望書等の関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市区町村は、とりまとめの上、各経済産業局へ提出してください。

※全ての補助申請者は、市区町村からの推薦書を添付することができます。添付は必須ではありませんが、採択にあたり、他の案件との優劣を考慮する要素のひとつとします。なお、推薦書の様式は要望書の中にあります。

7. 審査について

申請案件について、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し、以下の項目などを審査します。

(1) 補助対象者要件について

- ・補助事業に係る経理・事務についての管理体制及び処理能力
- ・補助事業遂行能力 等

(2) 補助対象事業要件について

- ・事業内容・計画の適正（事業目的と合致しているか、営利目的ではないか） 等

(3) 経理内容について

- ・資金の調達方法
- ・補助事業者の経理内容
- ・補助事業の各費目に対する金額の妥当性

(4) 事業内容について

- ・事業効果（商店街等活性化の効果等）
- ・数値目標の設定及びその根拠
- ・事業の評価体制、方法等の妥当性 等

(5) 連携等について

- ・市区町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性
- ・補助事業に対する市区町村による支援
- ・市区町村が実施する事業との連携
- ・当該商店街等全体の事業計画等との整合性

8. 審査後の手続きについて

- (1) 募集締切後、経済産業局にて審査を行い、1ヶ月程度で採否の結果を通知します。
- (2) その後、採択された補助事業者は交付申請書を経済産業局に提出し、交付決定、事業開始となります。
- (3) 原則として、事業終了後、補助金の交付が行われます。

9. 補助事業者の義務

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (6) 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。

(7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

10. お問い合わせ先

以下の所管経済産業局担当課室及び中小企業庁商業課までお問い合わせください。

担当課室	所在地及び連絡先	管轄区域
中小企業庁 商業課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL:03-3501-1929	—
北海道経済産業局 流通産業課商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第 1 合同庁舎 TEL:011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第 1 合同庁舎 TEL:022-221-4914	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館 TEL:048-600-0318	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県、静岡県
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL:052-951-0597	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 TEL:06-6966-6025	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 TEL:082-224-5653	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8524	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL:092-482-5456	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL:098-866-1731	沖縄県